

茨城県過疎地域持続的発展計画

(令和8年度～令和12年度)

令和8年4月策定

茨 城 県

茨城県過疎地域持続的発展計画

第1 基本的な事項	1
1 持続的発展の基本方針	1
2 目標	1
3 計画の達成状況の評価に関する事項	1
4 計画期間	2
第2 県が事業主体となって行う事業	2
1 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成	2
2 産業の振興	2
3 地域における情報化	5
4 交通施設の整備、交通手段の確保の促進	5
5 生活環境の整備	8
6 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	9
7 医療の確保	9
8 教育の振興	9
9 集落の整備	9
10 地域文化の振興等	9
11 再生可能エネルギーの利用の推進	9
12 その他地域の持続的発展に関し必要な事業	9
13 過疎地域市町村相互間の連絡調整、人的及び技術的援助その他必要な援助	10

この計画は、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第7条の規定により策定した茨城県過疎地域持続的発展方針に基づき、茨城県が過疎地域の対象となる市町に協力して講じようとする措置の計画である。

第1 基本的な事項

1 持続的発展の基本方針

過疎地域は、食料供給や国土保全、貴重な郷土文化の伝承など様々な多面的機能を有しており、首都圏への近接性や豊かな自然環境を生かした新たなライフスタイルを実現する場としての存在価値を発揮することが期待されている。こうした状況を踏まえ、過疎地域における集落機能を維持し、持続可能な集落形成を図っていくことが必要である。

このため県における過疎地域対策については、政府における地方創生 2.0 の推進状況を踏まえるとともに、交通基盤など地域づくりの基礎となる施策を着実に進めながら、過疎地域の持続的発展に向けた各市町の主体的な取組を促進・支援し、「活力があり、持続可能な地域」を目指すことを基本的な方向とし、具体的な施策の展開に当たっては、地域再生計画など地域の自主性を生かす制度の活用を十分に検討する。

【対象地域】

常陸太田市のうち、旧金砂郷町、旧水府村、旧里美村の区域

潮来市のうち、旧牛堀町の区域

常陸大宮市のうち、旧山方町、旧緒川村、旧美和村、旧御前山村の区域

稲敷市全域

かすみがうら市の旧霞ヶ浦町の区域

桜川市全域

行方市全域

城里町のうち、旧桂村、旧七会村の区域

大子町全域

河内町全域

利根町全域

2 目標

各市町において、過疎地域持続的発展計画で掲げる人口等の基本目標が達成されることを目標とし、県施策を着実に進めながら、過疎地域の持続的発展に向けて、各市町の主体的な取組を促進・支援する。

3 計画の達成状況の評価に関する事項

各市町の人口等や県施策の実施状況を把握し、随時評価を行いながら必要に応じて各施策や本計画の見直しを行っていくこととする。

4 計画期間

この計画の期間は、令和8年度から令和12年度までの5箇年とする。

第2 県が事業主体となつて行う事業

1 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成

移住・定住・地域間交流を促進するため、市町村と連携した情報発信や移住者の受入環境の整備等に取り組むとともに、企業の誘致、起業者の誘致・育成、ニューツーリズムの推進、魅力発信の強化に努める。

また、人材育成については、中高生を対象に、インターネットを活用したトップレベルの英会話学習、海外大学留学生との交流プログラム等の提供等により、グローバル社会で活躍する「人財」を育成するとともに、高校生等を対象とした、自分の夢の実現や地域課題の解決に向けた企画立案・実践活動への支援等により、地域課題の解決や地域の活性化に取り組む「人財」を育成する。

事業名	事業内容
県北起業家育成事業	地域課題の解決等のためのビジネスに取り組む起業者の誘致を通じて、県北地域に起業家の集積を図ることで、地域における化学反応を一層促進させる。 (県北振興局)
県北中小企業意識改革事業	県北地域の中小企業の変革（イノベーション）に対する機運を醸成し、自己変革力を強化することで、経営課題の解決と新事業展開を支援する。 (県北振興局)
都市農村交流推進事業	農村地域における地域資源の掘り起こしや体験メニューの創出等に取り組む人材の育成等を図り、都市農村交流人口の拡大等につなげる。 (農村計画課)

2 産業の振興

農業については、生産基盤の整備、地域資源を生かした高付加価値型の農業の展開や農産物の販路拡大、担い手の育成・確保や新規就農の促進等の施策を推進する。

また、自然環境・農村景観等の地域資源を活用した観光農業や、農泊等の取組の推進、荒廃農地の発生防止、鳥獣による農作物等への被害防止対策、農業・農村の多面的機能の維持・発揮に努めるなど中山間地域対策を総合的に推進する。

さらに、畜産業については、家畜の改良や生産基盤強化、銘柄畜産物のブランド力強化等に取り組むとともに、首都圏や海外に向けた販路拡大を図る。

林業については、森林・山村の活性化を図るため、森林湖沼環境税活用事業等により林業の振興を図る。

水産業については、内水面や霞ヶ浦北浦の漁業の振興を図るため、重要魚種の放流を促進するとともに、水生植物帯の造成・機能保全工事を進める。

また、地場産業の振興に努めるほか、工業団地等への企業の誘致を推進し、若者に魅力のある雇用の場の確保を図るとともに、(公財) いばらき中小企業グローバル推進機構をはじめとする産業支援機関等のネットワークを活用し、起業者等のニーズに応じた窓口相談や指導・助言、育成・支援や、情報通信産業の振興については、高度IT人材育成・確保のため、データサイエ

ンティストを養成する講座を実施する。

さらに、快適な水辺空間の整備や、観光・レクリエーション施設の整備・改修の支援を行う。

(1) 農業の振興

事業名	事業内容
県営かんがい排水事業	<p>農業基盤の整備を図るため、農業用排水施設の新設、改良等を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○辰ノ口堰地区 頭首工補修・用水路補修 [常陸太田市 (旧金砂郷町) 含む 2 市] ○岩崎堰地区 頭首工補修・用水路補修 [常陸大宮市 (旧山方町) 含む 2 市] ○那珂川沿岸地区 用水路 84.5km [常陸大宮市 (旧御前山村) 含む 8 市町村] ○牛堀第 1 揚水機場地区 揚水機場補修 [潮来市 (旧牛堀町)] ○霞ヶ浦用水Ⅲ期地区 用水機場改修・用水路 52.9km [桜川市含む 10 市町] ○早井東部地区 用水機場改修・用水路 2.4km [河内町] ○早井東部 2 期地区 用水機場補修・用水路 0.8km [河内町] <p style="text-align: right;">(農地整備課)</p>
経営体育成基盤整備事業	<p>水田地域の担い手農家を育成するため、区画整理等の基盤整備を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○牛堀地区 用排水整備 96ha [潮来市 (旧牛堀町)] ○八代地区 用排水整備 24ha [潮来市 (旧牛堀町)] ○西の洲・甘田入地区 区画整理 251ha [稲敷市] ○野田奈川地区 区画整理 136ha [稲敷市] ○幸田地区 区画整理 35ha [稲敷市] ○草場地区 区画整理 17ha [稲敷市] ○真壁町山尾地区 区画整理 29ha [桜川市] ○麻生東部地区 用排水整備 303ha [行方市 (旧麻生町)] ○北浦地区 用排水整備 129ha [行方市 (旧北浦町)] ○十三間戸地区 用排水整備 84ha [河内町] ○利根西部地区 区画整理 242ha [利根町] ○利根南部地区 区画整理 104ha [利根町] <p style="text-align: right;">(農地整備課)</p>
銘柄畜産物ブランド支援事業	<p>①常陸牛ブランド支援対策 常陸牛振興協会が実施する国内販路拡大対策や高品質化対策に対して支援する。また、茨城県畜産協会が実施する輸出対策への取組に対して支援を行う。</p> <p>②奥久慈しゃもブランド力強化支援対策 奥久慈しゃもの知名度向上、販売促進 P R 活動に対して補助する。 (畜産課)</p>
高品質常陸牛生産対策事業	<p>「常陸牛煌」の生産拡大と「常陸牛」の品質向上を図るため、高能力な繁殖雌牛の確保と受精卵を利用した効率的な増頭を支援する。 (畜産課)</p>
優良種子確保対策事業	<p>常陸秋そばの優良な種子生産を行うため、原原種ほ、原種ほ及び採種ほの設置を行う。 (産地振興課)</p>
県税の課税免除	<p>過疎地域持続的発展市町村計画 (以下「市町村計画」という。)に記載された産業振興促進区域内において畜産業又は水産業を行う個人について、事業税を 5 年間免除する。 (税務課)</p>

(2) 林業の振興

事業名	事業内容
森林・林業体験学習促進事業	<p>現地体験型学習として県民の森等において自然観察やネイチャーゲームなどを実施するほか、校内体験型学習として小中学校において木工工作や森林・林業体験作業を実施する。</p> <p>(林政課)</p>
うるし生産体制整備事業	<p>県北地域の地域資源である漆について、関係者でコンソーシアムを開催し、後継者の確保及び生産力の強化に取り組む。</p> <p>(林政課・県北振興局)</p>

(3) 水産業の振興

事業名	事業内容
内水面漁業振興対策事業	<p>水産資源の維持増大を図るため、ヤマメやウナギ、フナ類等、有用魚種の種苗放流を行う。</p> <p>(水産振興課)</p>
霞ヶ浦北浦ウナギ資源増大対策事業	<p>霞ヶ浦北浦において、高水温に強いウナギ資源の増大を図るため、ウナギ稚魚や育成した種苗の放流による資源増大効果の実証を行う。</p> <p>(水産振興課)</p>
漁場環境保全創造事業	<p>霞ヶ浦北浦において魚類の繁殖の場となり、水質浄化機能もあるヨシ等の水生植物帯施設の造成や機能保全を実施する。</p> <p>○行方市宇崎地先水生植物帯造成 L=154m [行方市]</p> <p>○行方市矢幡地先水生植物帯造成施設 機能保全 L=142m [行方市]</p> <p>(水産振興課)</p>

(4) 観光またはレクリエーションの振興

事業名	事業内容
水辺空間づくり 河川整備事業	<p>河川環境等の向上を図るため、滝川（大子町）において整備を行う。</p> <p>(河川課)</p>
自然公園の管理	<p>自然公園利用者の利便性の向上や利用者の適切な利用行動を促進するため、案内看板・規制看板等の整備・修繕を行う。</p> <p>○常陸太田市（旧金砂郷町、旧水府村、旧里美村） ○潮来市（旧牛堀町） ○常陸大宮市（旧山方村、旧御前山村） ○稲敷市 ○かすみがうら市（旧霞ヶ浦町） ○桜川市 ○城里町（旧桂村、旧七会村） ○大子町</p> <p>(環境政策課)</p>
サイクルツーリズム推進事業	<p>つくば霞ヶ浦りんりんロードを中心に、県内各サイクルルートの特徴を国内外に発信し、サイクリスト等の誘客促進による地域活性化を目指す。</p> <p>(スポーツ推進課)</p>
アウトドアスポーツイベント事業	<p>サイクルルート「奥久慈里山ヒルクライムルート」とトレイルコース「常陸国ロングトレイル」を組合わせたサバイバルレースを開催し、両コースの認知度向上や県北エリアの魅力発信を図る。</p> <p>(スポーツ推進課)</p>

<p>県北ニューツーリズム推進事業</p>	<p>県北地域の多様な地域資源をハイキング道等をつないだ常陸国ロングトレイルの整備・維持管理及びその自走化に向けた組織・基盤づくりを行うとともにロングトレイルを軸にした交流人口拡大を図る。</p> <p>(県北振興局)</p>
<p>県北里山ディスカバリー事業</p>	<p>県北地域山間部の多様な「里山資源」を活用し、地域一体となった誘客促進や観光消費額の拡大を図ることで、持続的な地域活力の創出を目指す。</p> <p>(県北振興局)</p>

(5) 企業の誘致対策

事業名	事業内容
工業団地の整備	<p>若者に魅力ある就労の場を確保し、定住を促進するため、常陸太田市(旧金砂郷町)と常陸大宮市にまたがる地区にある宮の郷工業団地や、行方市(旧北浦町)にある北浦複合団地の分譲を推進する。</p> <p>(立地整備課)</p>
県税の課税免除	<p>市町村計画に記載された、産業振興促進区域内において振興すべき業種(製造業、情報サービス業等、農林水産物等販売業又は旅館業)の用に供する設備を取得等した者について、事業税、不動産取得税、固定資産税を免除する(事業税、固定資産税は3年間)。</p> <p>(税務課)</p>

(6) 起業等の促進

事業名	事業内容
県北起業家育成事業(再掲)	<p>地域課題の解決等のためのビジネスに取り組む起業者の誘致を通じて、県北地域に起業家の集積を図ることで、地域における化学反応を一層促進させる。</p> <p>(県北振興局)</p>
県税の課税免除(再掲)	<p>市町村計画に記載された、産業振興促進区域内において振興すべき業種(製造業、情報サービス業等、農林水産物等販売業又は旅館業)の用に供する設備を取得等した者について、事業税、不動産取得税、固定資産税を免除する(事業税、固定資産税は3年間)。</p> <p>(税務課)</p>

3 地域における情報化

誰もが等しくデジタル社会の利便性を享受できるよう、携帯電話等の移動通信サービスの利用可能な地域の拡大とともに、光ファイバ網の整備や既存設備の通信性能の高度化を促進する。

また、インターネットを利用し、県民や企業が24時間365日どこからでも行政への各種申請や届出等ができるサービスを提供するため、市町村と共同運営する「いばらき電子申請・届出サービス」、「いばらき公共施設予約システム」の利用拡大を進める。

4 交通施設の整備、交通手段の確保の促進

(1) 基幹的な市町道の整備

日常生活活動の基礎的な道路網として主要な市町道を系統的、計画的に整備することとし、市町道8路線、延長約7.3kmについて代行整備を行う。

事業名	事業内容	市町名
市町道	8路線 延長 7,326m ○0121号線(竹合橋)・幅員 5m・延長 80m ○2-40号線・幅員 7m・延長 600m ○小貫・照山線・幅員 5m・延長 1,600m ○(麻)1-17号線・幅員 14m・延長 840m ○4号線・幅員 7m・延長 2,130m ○4202号線(蛇木橋)・幅員 5m・延長 16m ○3459号線・幅員 5m・延長 1,570m ○103号線・幅員 12m・延長 490m	常陸太田市(旧金砂郷町) 常陸大宮市(旧緒川村) 常陸大宮市(旧山方町) 行方市(旧麻生町) 城里町(旧七会村) 大子町 大子町 利根町 (道路建設課)

(2) 県道等の整備

ア 一般国道

過疎地域の利便性向上や、産業活動の活性化を図る上で重要な路線の改良・整備を進めるほか、過疎地域と周辺地域を結ぶ基幹的な路線について積極的に整備を進める。

イ 県道

過疎地域の利便性向上や、産業活動の活性化を図る上で重要な路線の改良・整備を進めるほか、過疎地域と周辺地域を結ぶ基幹的な路線について積極的に整備を進める。

また、生活道路として地元が日常的に利用している道路についても、引き続き整備を進める。

ウ 農道

農業の近代化や農畜産物の流通の合理化、農村の活性化を図るため、基幹的な農道の整備を進める。

エ 林道

森林・林業の活性化と生活基盤の充実を図るため、奥久慈グリーンライン林道を整備する。

オ その他の道路

ひたちなか地区と内陸部を結ぶ地域高規格道路の整備について検討を進める。

事業名	事業内容
国道 (知事管理分)	7路線 延長 39,910m ○118号大宮大子拡幅・幅員 22/13m・延長 20,800m[常陸大宮市(旧山方村)、大子町] ○123号桂常北バイパス・幅員 28/14m・延長 3,300m[城里町(旧桂村)] ○123号御前山バイパス・幅員 12/6.5m・延長 1,500m[常陸大宮市(旧御前山村)、城里町(旧桂村)] ○125号大谷バイパス・幅員 25/13m・延長 2,600m[稲敷市(旧江戸崎町)] ○125号桜川バイパス・幅員 23/13m・延長 2,400m[稲敷市(旧桜川村・旧東町)] ○355号牛堀麻生バイパス・幅員 25/14m・延長 8,360m[潮来市(旧牛堀町)、行方市(旧麻生町)] ○461号大子拡幅・幅員 10.5~17.0/6.5m・延長 950m[大子町] (道路建設課)
県道	県道 改良 32路線 延長 54,589m ○常陸太田那須烏山線(下宮河内地区)・幅員 10/6m・延長 1,880m[常陸太田市(旧金砂郷町)] ○常陸那珂港山方線清水橋(下利員地区)・幅員 10/6m・延長 340m[常陸太田市(旧金砂郷町)] ○富岡玉造常陸太田線(下利員地区)・幅員 10/6m・延長 360m[常陸太田市(旧金砂郷町)]

	<p>○十王里美線（上深荻地区）・幅員 11/5.5m・延長 1,160m [常陸太田市（旧里美村）]</p> <p>○北茨城大子線（里川地区）・幅員 10/6m・延長 1,420m [常陸太田市（旧里美村）]</p> <p>○門井山方線・幅員 10.5/6.5m・延長 1,260m [常陸大宮市（旧山方町）]</p> <p>○山方水府線（諸沢地区）・幅員 5/4m・延長 2,220m [常陸大宮市（旧山方町）]</p> <p>○下檜沢上小瀬線・幅員 11/6m・延長 3,700m [常陸大宮市（旧緒川村・美和村）]</p> <p>○那須烏山御前山線（下小瀬地区）・幅員 11/6m・延長 935m [常陸大宮市（旧緒川村）]</p> <p>○常陸太田那須烏山線（下桧沢地区）・幅員 11/6m・延長 1,500m [常陸大宮市（旧美和村）]</p> <p>○上桧沢下小川停車場線（下桧沢地区）・幅員 1.5 車線・延長 600m [常陸大宮市（旧美和村）]</p> <p>○大子美和線（高部地区）・幅員 8/6m・延長 1,490m [常陸大宮市（旧美和村）]</p> <p>○江戸崎新利根線（羽賀・佐倉地区）・幅員 18/6.5m・延長 4,460m [稲敷市（旧江戸崎町）]</p> <p>○稲敷阿見線（江戸崎・犬塚地区）・幅員 10.5/6m・延長 2,140m [稲敷市（旧江戸崎町）]</p> <p>○竜ヶ崎潮来線（下太田地区）・幅員 18/6.5m・延長 3,260m [稲敷市（旧新利根町）]</p> <p>○江戸崎下総線（稲敷東 IC アクセス）・幅員 10.5/6.5m・延長 2,700m [稲敷市（旧東町）]</p> <p>○土浦笠間線（木植地区）・幅員 10/6m・延長 1,170m [桜川市（旧岩瀬町）]</p> <p>○西小埜真岡線（門毛地区）・幅員 10/6m・延長 700m [桜川市（旧岩瀬町）]</p> <p>○横塚真壁線（原方地区）・幅員 14/6m・延長 1,170m [桜川市（旧真壁町）]</p> <p>○東山田岩瀬線（大国玉地区）・幅員 12/6m・延長 8,280m [桜川市（旧真壁町）]</p> <p>○西小埜石岡線（弁天橋側道橋）・幅員 2.8/2・延長 14m [桜川市（旧岩瀬町）]</p> <p>○荒井行方線（石神地区）・幅員 13/6.5m・延長 1,400m [行方市（旧麻生町）]</p> <p>○水戸銚田佐原線（山田地区）・幅員 12/6m・延長 800m [行方市（旧北浦町）]</p> <p>○水戸神栖線（井上藤井地区）・幅員 15/6.5m・延長 1,300m [行方市（旧玉造町）]</p> <p>○笠間緒川線（徳蔵地区）・幅員 10/6m・延長 2,940m [城里町（旧七会村）]</p> <p>○阿波山徳蔵線（孫根地区）・幅員 10/6m・延長 2,630m [城里町（旧桂村）]</p> <p>○大子美和線（大沢・水貫地区）・幅員 9.75/6m・延長 880m [大子町]</p> <p>○大子美和線（栃原地区）・幅員 6/5m・延長 140m [大子町]</p> <p>○石井大子線（中郷地区）・幅員 7/6m・延長 290m [大子町]</p> <p>○諸沢西金停車場線（西金地区）・幅員 9.75/6m・延長 950m [大子町]</p> <p>○須賀川大子線（初原地区）・幅員 10/6m・延長 200m [大子町]</p> <p>○取手東線（生板地区）・幅員 10/6m・延長 2,300m [河内町]</p> <p style="text-align: right;">(道路建設課)</p>
林道	<p>奥久慈グリーンライン林道整備事業</p> <p>○林道武生線・幅員 5m 又は 7m・延長 10,480m [常陸太田市（旧水府村）]</p> <p style="text-align: right;">(林業課)</p>
その他道路	<p>茨城北部幹線道路 調査検討</p> <p style="text-align: right;">(道路建設課)</p>

(3) 交通確保対策

沿線市町村等と連携し、鉄道の利便性向上や利用促進に向けた取組を支援する。

事業名	事業内容
水郡線活性化支援事業	県北山間地域を縦貫する水郡線の利用促進や魅力発信を図るため、県と沿線市町で構成する水郡線利用促進会議の活動を支援する。 (交通政策課)
バス路線維持確保支援事業費	不採算バス路線を運行する事業者、及び廃止代替バスを運行する市町村に対する支援を実施し、地域住民にとって必要なバス路線の維持確保を図る。 (交通政策課)

5 生活環境の整備

(1) 河川の改修等

河川の浸水被害を防止するため、河川改修事業等を実施する。

事業名	事業内容
河川改修事業	○一級河川浅川 掘削護岸・延長 4,100m [常陸太田市 (旧金砂郷町)] ○一級河川里川 掘削・延長 10,200m [常陸太田市 (旧里美村)] ○一級河川桜川 掘削・延長 11,750m [桜川市] ○一級河川山田川 掘削・延長 2,540m [行方市] ○一級河川久慈川 築堤護岸・延長 2,500m [大子町] ○一級河川新利根川 掘削・延長 27,000m [利根町] (河川課)

(2) 自然災害対策

災害に強い安全な生活環境を整備するため、地すべり対策、砂防事業、急傾斜地崩壊対策事業を実施する。

事業名	事業内容
地すべり対策事業	○大塚地区 [常陸大宮市 (旧山方町)] (河川課)
砂防事業	○山口沢川地区 砂防堰堤工 [常陸太田市 (旧里美村)] ○仲島沢地区 砂防堰堤工 [常陸大宮市 (旧美和村)] ○大貝沢2地区 砂防堰堤工 [常陸大宮市 (旧緒川村)] ○木植沢地区 流路工 [桜川市 (旧岩瀬町)] ○男女の川地区 流路工 [桜川市 (旧真壁町)] ○諏訪入沢地区 砂防堰堤工 [大子町] (河川課)
急傾斜地崩壊対策事業	○宇崎地区 法面保護工 [行方市] ○富士下地区 法面保護工 [行方市] ○柳梅地区 法面保護工 [かすみがうら市 (旧霞ヶ浦町)] ○金町-3地区 法面保護工 [大子町] (河川課)

(3) 湖沼環境の保全

霞ヶ浦等の湖沼の水質の保全を図るため、生活排水対策などの水質浄化対策を実施する。

事業名	事業内容
霞ヶ浦流域等高度処理型浄化槽補助事業	浄化能力の高いN P型高度処理型浄化槽の設置費(湖沼流域)の補助等を行うことにより、単独処理浄化槽等からの転換を促進する。 (環境対策課)

6 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進

保健福祉の向上及び増進を図るため、子育て家庭に対する支援事業及び高齢者の生きがいと健康づくりに関する事業を実施する。

7 医療提供体制の確保

医師不足のため医療の供給が十分に行えない市町（へき地、無医地区を擁する公立の病院及び診療所等）に対し、計画的・継続的に医師を派遣するため、自治医科大学に在籍する本県出身者に対する修学資金等の運営費を負担し、自治医科大学において医師を養成する。

また、各機関が実施するへき地医療支援事業の円滑かつ効率的な実施を図るため、へき地医療支援機構が中心となり、へき地医療支援計画を策定し、へき地医療拠点病院によるへき地診療所への医師及び代診医の派遣等を実施する。

8 教育の振興

児童生徒の個性の伸長や創造性の育成等を重視した多様な教育への対応を図るため、小・中学校における少人数教育の充実や地域のニーズに対応した魅力ある県立高校づくりに努める。

また、1人1台端末を活用した学びのイノベーションを支援することにより、全ての子どもたちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びを推進する。

幼稚園、小・中学校、高等学校等に大学教授等の専門家を派遣し、特別支援教育の充実を図る。

さらに、児童生徒の学習・生活の場であるとともに、災害時には避難所として活用される公立学校の体育館等について、熱中症や災害関連死を防止する観点から空調設備の設置促進を図る。

9 集落の整備

集落の機能と活力の維持を図るため、県と市町村が連携し、空き家等の有効活用を推進するとともに、県民・NPOとも連携・協働し、自助、共助及び公助による持続可能な地域コミュニティの形成を促進する。

10 地域文化の振興等

地域文化の振興を図るため、伝統文化団体への発表機会の提供、伝統文化活動の情報発信などの支援を行う。

11 再生可能エネルギーの利用の推進

再生可能エネルギーの利用を推進するため、地域に根差したエネルギー資源を活用した地産地消型の再生可能エネルギーの導入を促進する。また、関連技術のイノベーション創出に取り組む。

12 その他地域の持続的発展に関し必要な事項

住民の生活圏の広域化やニーズの多様化が進む中、介護保険関連施設をはじめとした医療・福祉施設の配置やサービス体制の整備、ごみ処理施設の整備、教育機関の適正配置、さらに災害時の防災体制の整備など、さまざまな課題に対応するとともに、市町村域を超えた広域的な公共施設の相互利用やサービス体制の整備、情報の共有や共同発信などの取組を促進する。

13 過疎地域市町村相互間の連絡調整、人的及び技術的援助その他必要な援助

「活力があり、県民が日本一幸せな県」の実現に向けて、「新しい豊かさ」、「新しい安心安全」、「新しい人財育成」、「新しい夢・希望」の4つのチャレンジを柱とした「挑戦する政策」等を展開していくため、市町村の区域を越える広域にわたる施策、市町村相互間の連絡調整並びに人的及び技術的援助、都道府県過疎地域等政策支援員制度や市町村における集落支援員制度などその他必要な援助・助言を行い、効果効率的に政策・施策を推進する。

事業名	事業内容
過疎地域持続的 発展支援交付金	過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法に基づき、策定された茨城県過疎地域持続的発展方針（R 8～12）及び過疎市町の計画に基づく各種施策に対する支援を行う (県北振興局)